

経営企画委員会会議録

I 日 時 令和6年9月27日（金）

午前9時59分開会

午前11時19分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員 長	川上 浩
副委員 長	大門 良輔
委 員	佐藤 則寿
〃	立村 好司
〃	庄司 昌弘
〃	瘡師 富士夫
〃	筱岡 貞郎

IV 出席説明者

知事政策局

知事政策局長 川津 鉄三

知事政策局次長（成長戦略室長・デジタル化推進室長）
滑川 哲宏

知事政策局次長（働き方改革・女性活躍推進室長）
・経営管理部参事（組織改革担当）

山本美穂子

参事（成長戦略室戦略企画課長）

島田 太樹

参事（デジタル化推進室情報システム課長）

中本 亮

広報・ブランディング推進室長（広報課長）

荻浦明希子

成長戦略室課長（復旧・復興担当）・行政経営室課長
小守 潤

成長戦略室ウェルビーイング推進課長

牧山 貴英

成長戦略室民間活力導入・規制緩和推進課長

武脇 仁

成長戦略室カーボンニュートラル推進課長

前山 巖

デジタル化推進室デジタル戦略課長

長岡 憲秀

デジタル化推進室行政デジタル化・生産性向上課長

山本 真睦

働き方改革・女性活躍推進室少子化対策・働き方改革推進課長

荒木美智子

働き方改革・女性活躍推進室女性活躍推進課長

山口 康志

広報・ブランディング推進室ブランディング推進課長

初田 正樹

危機管理局

危機管理局長 武隈 俊彦

参事（消防課長） 辻井 秀幸

防災・危機管理課長（防災・危機管理課課長（地域防災担当））

熊本 誠

経営管理部

経営管理部長（行政経営室長）

南里明日香

公民連携推進監 吉田 守一

理事・経営管理部次長

坂林 根則

参事（人事課長） 矢野 康彦

参事（財政課長） 掃本 之博

人事課課長（県庁活性化等担当）

	吉尾	望
秘書課長	開発	清史
総務課長	福田	聡浩
総務課課長（政策法務担当）		
	北市	智大
行政経営室行政運営課長		
	浜元	孝之
行政経営室県有財産活用推進課長		
	吉井	英宏
統計調査課長	尾田	和代
学術振興課長	水上	優
管財課長	渡邊	正和
税務課長	本吉	真大
出納局		
会計管理者	波能	映子
人事委員会事務局		
人事委員会事務局長		
	籠浦	克幸

V 会議に付した事件

- 1 経営企画行政当面の諸問題について
- 2 請願・陳情の審査
- 3 9月定例会付託案件の審査
- 4 閉会中継続審査事件の申し出について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

- 1 経営企画行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

資料配付のみ

戦略企画課

- ・成長戦略カンファレンス「しあわせる。富山」の開

催について

女性活躍推進課

- ・男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書〈2024年版富山県の男女共同参画〉

(2) 質疑・応答

佐藤委員

- ・防災・減災への取組みについて
- ・職員の登用について

庄司委員

- ・広域通信制高校について

筱岡委員

- ・県職員の兼業について
- ・県庁における各種ハラスメントへの対応について

大門委員

- ・カーボンニュートラルの推進について
- ・能登豪雨災害について

川上委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員 おはようございます。公明党の佐藤則寿でございます。

初めに、私からも改めて渡辺先生の御冥福を心よりお祈り申し上げるものであります。直接の関わりは、私にとりましては1年半余りでございます。特に、この経営企画委員会で御一緒させていただき、また議会運営委員長をされており控室も近いことから、何かと気にかけていただきました。いつも笑顔で優しくアドバイスいただいたこと、心から感謝をしております。

大変お世話になり、私も県議会議員としてしっかりと成

長していくことを改めてお誓いし、質問に入らせていただきます。

防災・減災への取組について伺います。

奥能登を中心とした先週末の豪雨災害におきまして亡くなられた方々への御冥福と御家族の皆様へのお悔やみ、被災された皆様に対しましても、心からお見舞いを申し上げます。

一刻も早い再建を願うものでありますけれども、私ども公明党といたしましても、全力で復興・復旧に当たることを併せて誓うものであります。

1つ目の質問ですが、さきの6月議会におきましては、公明党が提案をしました災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築を求める意見書を可決していただきました。

御案内のとおり、近年、災害時に旧ツイッター、X等で偽情報や誤情報があふれることが問題になっております。この夏に相次いだ台風や大雨の際にも、偽の映像などで注目を集める投稿が相次ぎました。背景には表示回数稼ぎのいわゆるインプレゾンビの影響が指摘されております。

そこで、本県における現状と認識について、初めに熊本防災・危機管理課長の見解を伺います。

熊本防災・危機管理課長 災害発生時におきまして、県民に即座に情報発信できるSNSにつきましても、大変便利なツールでございますけれども、委員御指摘のとおり偽情報や誤情報があふれることが大きな問題となっております。

先般の台風10号におきましても、全国各地で大雨被害が発生した際には、SNSを通じて、アメリカで起きた洪水の映像を用いて多摩川が氾濫したとする偽情報が流されたことですか、元日の地震の際にも、真偽が定かではない救助を求める情報ですか、志賀原発での火災といった誤

った情報が拡散される事例があったと承知しております。

こうした偽情報や誤情報の中には、委員から御指摘のございました、Xにおいて閲覧回数を稼ぎ広告収入を得るために迷惑投稿を繰り返し行うアカウント、いわゆるインプレゾンビによる投稿と見られるものもあったと考えられます。

災害発生時において、県民に命を守る行動を速やかに取っていただくためには、正しい情報を発信し、その情報がしっかり県民に届き、正確に受け止めていただく必要がございます。幸いにも、これまで本県におきましては、偽情報等によります大きな混乱は確認されておりましたが、偽情報等が拡散されることによって、それを見た県民が誤った行動を取り、ともすればパニックにつながったり、偽情報等が蔓延し、県や市町村等が発信する情報が埋没することで県民に届かないおそれもあります。

県といたしましては、偽情報等への対応は非常に大きな課題であると認識しております。

佐藤委員 今のところは、本県では特に混乱等は発生していないということですが、課長おっしゃったように、その対応についてはまたしっかりと考えていかななくてはいけない、というのが現実でございます。

そこで自治体によっては、公式情報を見るよう呼びかけていまして、課長おっしゃったように、正しい情報をしっかりとこちらでも発信をする、また、正しい情報をキャッチしていただくと。正しく恐れるということも大事ですけれども、そういった観点から、偽情報への注意や公式情報の利用を呼びかけているという報道もあります。

また、東京都では、災害時の情報収集のためにXの投稿を監視して分析するツールを導入しているという報道もございます。

そこで、県内各市町村との連携や支援策として、県から情報監視に対する技術的な支援を行う可能性や今後の施策について、熊本課長に伺います。

熊本防災・危機管理課長 災害発生時に、県民に正しい情報に基づく正しい行動を取っていただくためには、SNSには正しい情報だけではなく、偽情報や誤情報が紛れ込んでいることを県民の方に認識いただくことですとか、日頃から県や市町村のSNSなど正しい情報の入手先を把握して、災害発生時にも慌てずに情報を確認していただくということが重要でございます。そのため県においては、出前講座などの様々な機会を通じまして、偽情報等についての県民の方々への注意喚起を行っているところでございます。

一方で、県民が必要とする的確な情報を発信していくことも重要であることから、県では、AI解析によりSNS等から信憑性の高い情報をリアルタイムに収集する、そういったサービスを導入しておりまして、どこでどのような災害が発生しているかを把握し、市町村や関係機関にも、そこで得られた情報のファクトチェックを行いながら、適時的確な情報発信につなげていくこととしております。

また、委員のほうからも御紹介がありましたけれども、東京都におきまして、Xで発信された情報の収集、分析のため、今ほど申し上げました本県と同じサービスを導入しており、それに加えて、より偽情報等の把握の点で優れているほかのサービスも併用しながら、災害時における情報収集に活用されていると聞いております。

ただ、委員からお尋ねのありました偽情報等に関する情報監視につきましても、現状の県の技術や体制での対応はなかなか困難であるため、今後、国において適切な対応がされるよう相談してまいりたいと考えております。

佐藤委員 東京都と同じシステムということでございますの

で、私、その監視し分析するといったこともされているのではとちょっと期待をしておりました。いずれにしましても現実的には、県としてそういった対応をすることも大事ですし、先ほど来お話ありましたように、県民側が正しい情報をしっかりと得ようと努力することについて出前講座等で促す、その双方に力を入れていくということがやっぱり肝要かと思いますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問ですが、全国では、平常時から再生可能エネルギーを利用した発電設備によって病院や福祉施設に送電している事例があると聞きます。今回の被災地におきましても、珠洲市役所などでは、主力電源が使えない中で、太陽光や蓄電池が日常生活の環境維持に役割を果たしました。こうした中で環境省も、再生可能エネルギー設備の導入を加速化するため、避難所などの災害拠点に指定されている施設への太陽光パネルなどの設置費用を支援しているとのことでございます。

そこで本県においても、成長戦略や再生可能エネルギーの促進という観点からも、県内の防災拠点等への設備導入を積極的に後押ししてはどうかと考えますが、現状と今後の取組につきまして、前山カーボンニュートラル推進課長に伺います。

前山カーボンニュートラル推進課長 委員から御指摘のございました能登半島地震では、停電が長いところで2週間と長引いたところもあった中、太陽光発電や蓄電池を設置していた防災拠点におきまして、主力電源が使えない中、電力供給に威力を発揮し、日常業務などを維持する上で重要な役割を果たした事例があったと聞いております。

県内の避難施設、防災拠点等への再生可能エネルギー導入の現状につきましては、県内の指定避難所1,013施設の

うち、1キロワット以上の太陽光発電の導入施設が132施設、全体の約13%でございました。

また、避難所の拠点となる小・中学校につきましては、全体数の40%に再エネが導入されているという状況でございました。

また、国のほうでは、再エネ設備を導入している防災施設を、本年3月の822か所から来年度末までに1,000か所に増やすという目標を掲げておりまして、委員からも先ほど御紹介ございましたが、国の来年度予算の概算要求では、地方公共団体が避難施設などに再エネ、蓄電池を設置することを支援する事業費が、今年度予算比の2.5倍に当たる50億円の計上となっております。

今後、防災担当課や環境担当課と連携いたしまして、市町村に対し、再エネ、蓄電池による公共施設の脱炭素化対策ですとか、あるいは災害時の体制強化といった優良事例が全国にございますので、こういったものを御紹介するとともに、国の補助制度や、交付税措置のある脱炭素推進事業債などの財源を周知いたしまして、県内の防災拠点施設等への再エネ設備等の積極的な導入を後押ししてまいりたいと考えております。

佐藤委員 国と呼吸をしっかりと合わせて、さらに我が県内の防災の取組も、これまで以上に進めていただけることを期待しております。

ところで、本県では四季防災館のリニューアルを計画しております。今般の能登半島地震を受けて、一層の臨場感ある地震体験装置も県民の意識啓発の向上に資するものであり、重要と考えます。子供を含めた多くの県民が来場され、日頃からの防災意識の高揚がさらに図られることを期待しております。

しかし一方で、同館から離れた地域の方々や出向くこと

がなかなかできない年配の方々などもおられます。こうしたことから、移動式の地震体験車など出前型の設備の利用も重要と考えております。

そこで、防災体験車など出前型の設備の保有状況と利用状況について、辻井参事・消防課長に伺います。

辻井消防課長 四季防災館は、本格的な災害体験学習ができる施設として、年によってばらつきがありますがけれども、年間約3万人の来館者があり、県下全市町村、子供から70歳以上の高齢者まで、幅広い県民の皆さんにご利用いただいております。

また、四季防災館のリニューアルについては、開館から12年余りが経過したことから、最新の展示技術の導入や元日の能登半島地震を伝承する展示など、展示構成の見直し等について、現在検討を進めているところでございます。

委員お尋ねの出前型の設備の保有については、県では現在、移動式の地震体験車などの出前型の設備は有しておりません。地域へは、地震、津波、竜巻関連のパネルや、一般、子供向け災害関連DVD、紙芝居、絵本のほか、災害図上訓練セットや避難所運営ゲーム等の貸出しを、無料で行っております。

こうした貸出しについては、町内会や自主防災会、小・中学校、事業所等の講習会、研修会などで活用いただいております。利用状況は、令和5年度実績で災害関係のパネルが4件、DVDが21件、紙芝居が1件、絵本は実績なしとなっております。また、防災啓発教材については、図上訓練セットが1件、避難所運営ゲームが2件、クロスロード、カードゲームですが、これが2件、防災啓発用DVDが3件となっております。

佐藤委員 僕も県内各地の防災訓練に行かせてもらう経験を長くしておるんですが、地震体験車は本当に多くの方に利

用されており、もちろん消防のはしご車等も富山市の消防関係によく協力してもらって、子供の体験とか、いろんな企画をさせていただくのですが、県には地震体験車があるのだとばかり思っておったものですから、これは多分県に頼めば来てくれるんだらうなと考えておりまして、認識不足で恐縮でございます。

そこで、東京都港区では、環境に配慮した電気車、EVの地震体験車を導入し、運用していると伺いました。今後のことになりましたけれども、本県として、また整備に力を入れて検討していただければと思います。辻井課長の見解を伺います。

辻井消防課長 今ほどお答えしたとおり、県では地震体験車を保有しておらず、地域での地震体験としては、毎年行われる県の総合防災訓練において、北陸地方整備局や民間事業者から、起震装置により地震を体験してもらうコーナーを設置いただいております。災害体験の啓発、展示を実施しているところでございます。

今ほど委員から、港区で導入された、環境に配慮した最新の電気車の地震体験車を本県で整備してはどうかという御提案でございますけれども、県としましては、今回の地震を踏まえ、四季防災館のリニューアルに係る県民アンケートを行いました結果、揺れるだけでないリアリティーのある地震体験を求める意見が多かったことから、まずは四季防災館での地震体験コーナーの充実等に向けた検討を進めているところでございます。

県としましては、当面、四季防災館のリニューアルに全力を挙げることにしており、地震体験車の整備は難しいと考えておりますが、委員から御提案があったことを踏まえて、最新の電気車の地震体験車の利用状況や効果、費用などについて、情報収集に努めてまいりたいと思っております。

す。

佐藤委員 前向きに調査研究ということになるんでしょうけれども、震災の経験も、知識としてはやっぱりどうしてもだんだん忘れていく。僕、防災講座を結構あちこちでやりますが、その瞬間から忘れるということを前提にして、1つだけポイントを絞って、最後にまたお願いするというようなこともあります。

やっぱり実際体験するというのは、本当に大きいことだなと。体験した方は今でも、あのときは、と結構体で覚えているんですね。そういう意味から言うと、外で、その光景の中で体験するということは、大変意味があることだなと感じますので、ぜひまたよろしく願いいたします。

最後に、職員の登用について伺います。

御案内のとおり、先般、この経営管理部の菊地次長が退職をされました。ある意味では、本委員会からの卒業と、私的にはそういう思いで華やかに送りたいという気持ちがありました。いずれにしても、新たな立場での御活躍を心から願うものであります。

そこで質問ですが、年度途中の経営管理部次長の退職に伴い、経営管理部として、痛手ということではないかもしれませんが、どのような影響があるのか、今後の後任者の配置についての方針も併せて、南里経営管理部長の見解をお聞かせください。

南里経営管理部長 今ほど委員から御紹介があったとおり、菊地前経営管理部次長は今年20日付で県を退職されました。菊地さんにおかれては、本年4月の異動によりまして経営管理部次長に就任され、いわゆる財政担当次長として、また行政経営室長として御活躍いただきました。その能力、調整力はもとより、着任時でしたでしょうか、議会運営委員会で御挨拶されたときに拍手が起こったということも懐

かしく思い出されまして、能力はもとより、人望もある方なんだなと思ったことが思い出されます。

一部報道によると、県の将来の大幹部候補と目されており、などとありまして、このたびの退職は、県にとってもまさに青天の霹靂というものでありましたが、経営管理部、そして全庁の業務に影響がないように経営管理部の職員一丸となって、この課題に取り組んでいくこととしております。

後任の配置については、職員の人事に関わることで、この場での答えは差し控えさせていただきたいと思っております。きっとこの御質問、佐藤委員からの「おまえももっとしっかりせいよ」という叱咤激励かなと受け止めさせていただきまして、いずれにいたしましても、引き続き議員各位の御指導と御鞭撻のほど、どうぞよろしく願いいたします。

庄司委員 まず、質問に入る前に、私からも渡辺守人先生の御冥福を改めてお祈りしたいと思います。私と渡辺先生とは、私が1年生のとき、初めて所属した委員会が同じ教育警務委員会で、何も分からない中での副委員長ということで、大変御指導いただいたことを今でも覚えております。本当にお世話になりました。

そのときに、県のPTAのお世話もされていたということで、大先輩であります。教育や私学振興に大変御尽力された方であると思っております。そういった渡辺先生の思いも込めまして、今回、質問をさせていただきたいと思っております。

通信制高等学校についての質問です。まず、この通信制高校ですけれども、これは戦後、就職などの理由で全日制高校になかなか進学できない方々のために教育の機会を提供するということが制度化されたものでありますが、現在

はちょっと方向性が変わってきておりまして、働きながら学ぶという方が減る中で、全日制に入られてから転入、編入、中途退学など進路変更される方、そしてまた、中学校までなかなか学校に通えなかったというような方が、この通信制に行かれる、そしてまた、それ以外にも多様な学びの形態を求められる方が増えておるといことです。

そういったところで、その受皿として、広域通信制高校のニーズがどんどん高まっているということでもあります。昨日まさにこの場所において、予算特別委員会で嶋川委員が知事に対して質問をされていまして、知事の答弁の中では、この広域通信制のキャンパスが県内に21か所あるというような答弁もしておられました。

そういったキャンパスの現状などもしっかり把握して支援することが必要ではないか、という嶋川委員からの質問があったところですが、この県内にキャンパスのある広域通信制の高校は、いずれも県の認可のない学校ばかりであります。授業の内容や教育の実態を県として把握する必要があると思いますが、県としてこの広域通信制高校についてどういった指導を行っておられるのか、水上学術振興課長にお伺いしたいと思います。

水上学術振興課長 3つ以上の都道府県を教育区域とする広域通信制高校においては、本校がある都道府県の区域外に面接指導等のサポートを行う教育施設を設置している場合が多くございまして、県内にもそうした広域通信制高校の教育施設が設置されているところです。こうした広域通信制高校では、設置、廃止、学則変更の認可等は、当該広域通信制高校の本校の所在する都道府県が行うこととされておりまして、指導の根拠となる業務ですとか、財産状況の報告徴収や立入検査、また法令違反等があった場合における措置命令の権限についても、本校の所在する都道府県が

有しているということになっております。したがって、県内広域通信制高校における教育の実態把握や必要な指導につきましても、所管する都道府県において適切に行われているものと認識しております。

一方で、県内に教育施設がある広域通信制高校には、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、不登校ですとか、高校中退、あるいはスポーツや芸能との両立など、多様な生徒が在籍しております。不登校や中途退学経験者等に対する学び直しの機会の提供も担っていただいているところです。

他県におきましても、広域通信制高校の生徒の支援措置を設けているところもありますことから、県としても、まずは利用状況や学びの実態把握に努めることが大事だと考えております。

今後、県内に教育施設を設置する広域通信制高校や所管する都道府県の協力の下、その実態把握に努めるとともに、他の都道府県の支援内容も十分調査研究してまいりたいと考えております。

庄司委員 今までなかなか関わりのなかったところだと思いますけれども、窓口もなかなかないということなので、ぜひ実態把握から始めていただいて、一定のニーズもあり生徒もどんどん増えておるということで、昨日の嶋川さんの話では、11人に1人が通信制の高校に在籍しているというようなお話もありまして、初めから全日制を目指すのではなくて、初めから通信制の高校に通うという方も増えているというような話も聞いておりますので、ぜひこの辺は支援を考えていただければと思っております。

それで、この質問に関係してなんですけれども、富山県ではフリースクール等通所児童生徒支援事業ということで、学校に行きづらくフリースクール等の居場所に通う児童生

徒に、月1万5,000円の支援を行っておられるということです。やはりこの延長線上にも通信制の高校があるのではないかと考えておりました、そういった意味でもぜひ支援も考えていただければと思っています。

そしてまた、今ほど答弁の中でもありましたけれども、不登校とか不登校傾向とかだけではなくて、eスポーツであったり野球であったり、そういったところで活躍したいということで、富山県の通信制の学校に来られる方々もおられます。例えば今年の全国高等学校野球選手権富山大会でも、ベスト4になったのが未来富山という通信制の高校なんですね。ただいま答弁にあったように、この高校での指導や勉強の中身については把握しておられるところが県内に今まで全くなかったというのが実態でありまして、ぜひこの辺も、もしこれがベスト4まで行って決勝に行って優勝ということになって、富山県の代表ということになって、富山県と関わりがない学校が県代表という状況では、これもまた一つ問題かなとも思っています。

さらには今、南砺福光高校の跡地の利活用ということで、そこも青池学園さんが通信制高校を開校されて、野球部が創設されるというような話も出ております。

そういったことで富山県に来て頑張りたいと、青春時代を富山で過ごしたいという若い方々がおられるということは、関係人口の増加にもなりますし、富山でいい思い出をつくってってもらって、それを広めてもらうということも大事だと思います。そこにやっぱりしっかりと支援していくことが大変重要であると思いますので、その辺もぜひ考えていただければなと思います。

そういった観点からも一つ、総合教育会議の中でも、公私比率や、授業料の格差、普職比率、学級編制、学区と、5つの課題を取り上げていろいろ議論をしておられますけ

れども、広域通信制高校についても、教育課題の一つとして、やはり議論が必要なのではないかなと思っております。所見を南里経営管理部長に伺います。

南里経営管理部長 総合教育会議は、地方教育行政法に基づき、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議調整を行う場として、知事が設置しております。近年の総合教育会議では、県立高校の再編をテーマに議論が行われておりまして、令和4年の総合教育会議では、公私比率、授業料の格差、学区、普職比率、学級編制の5点が今後の方向性の主な論点として整理されたところです。

他の都道府県に本校があります広域通信制高校につきましても、その広域通信制高校の本校の所在する都道府県が所管し、認可、指導等を行う権限を持つということですので、本県の総合教育会議で扱うことは適当ではないと考えておりますが、他方で、今ほど学術振興課長がお答えしたとおり、他県においては広域通信制高校の生徒への支援措置を設けているところもございます。県内に教育施設を設置する広域通信制高校や所管する都道府県の協力の下、その実態把握に努めるとともに、他の都道府県の支援内容も十分調査研究してまいります。

庄司委員 検討していただけたということ、また、総合教育会議ではなかなか難しいという話ですが、ただその設置の大本は、知事と教育委員会が本県の教育課題を共有して、その解決へ向けて教育行政を推進するための会議ということになっておりますので、課題の一つとしては皆さん認識されたと思いますから、ぜひこの課題解決に向けても、また別の機会でもいいので、議論を進めていただければと思っております。

彼岡委員 改めておはようございます。よろしく願いいた

します。

初めてお話ししますが、渡辺先生と、七、八年前かな、私の高岡の親戚の結婚式に行ったんですよ。私は新郎側で行った。新婦側に渡辺先生がおりまして、それ以来、渡辺さんはちよくちよく私に、おまえと親戚やの、と言われたものでありまして、この度は本当に寂しい限りでございます。この世の無常といえますか、非情を、奥能登の度重なる大惨事につきましても、これは本当に生きているといろんなことが、つらいことがいっぱいあるんだなと改めて思うところでございます。

それと、先ほど佐藤さんも菊地前経営管理部次長の話をされましたが、本当によく英断したと。ああいう大変な、我々はみんな選挙をしておりますから、選挙のひどいのもよく分かりますから、よく英断したなど敬意を表したい。本当はこの委員会にも来て辞職の挨拶か何かして行ってほしかったんだけど。じゃ、質問に入りますか。

ある番組で、奈良県生駒市の公務員の副業について紹介していました。ここ富山県の場合は、兼業とっておるそうでございますが、生駒市は職員が何をしとるかというのと、そこで地ビールを結構作っておるらしいんですね。地ビール用のホップの収穫の手伝いを、職員が空いた時間か休みの日かに行って、一応収入も頂いて、地域の活性化と兼ねてやっておるという内容でした。

これを見て、富山県の場合はどうなっているのかなと。そういう兼業の基準なり、実態なりを、まずお伺いします。

矢野人事課長 県職員の兼業につきましても、職務専念義務や営利企業従事制限など、地方公務員法上の制約がございます。令和元年に国家公務員が公益的活動を行うための兼業の許可基準に係る通知が発出されたことを受けまして、本県におきましても、国に準じて兼業許可基準を明確化し

ております。例えば地域の防災、防犯に関する活動や伝統行事、地域イベントの振興に関する活動などの社会貢献活動について認めています。

委員からお話がありました農業の兼業についてということですが、農山村、中山間地域の振興を図る活動の一例として、これまでも農事組合法人の構成員となり作業に従事する場合は、本県でも認めておりました、あまり知られていないのですけれども、例えば令和5年度の兼業許可は件数としては50件ほどございますが、うち7件が、その許可をしたという実績がございます。また、そのほか、学校の部活動の指導者や手話通訳、統計調査員などの公益性の高い活動についても認めているところです。

彼岡委員 だから私が見た生駒市の例は、公益性の高い、農園の一農事組合法人の一種みたいなものだったのかもしれませんが、さらに枠を広げるとどうか。地域貢献になればいいということですね。その辺また勉強したいと思います。

続いて、最近よく問題になるハラスメントですが、県議会議員も研修を受けたことがありますけれども、ハラスメントにもいっぱい種類がありますね。20以上かな。最近特に話題になっているのは、昨日も兵庫県知事が失職の道を選ばれていましたけれども、パワハラ疑惑と。国会議員の地方職員へのパワハラも話題になったことがございます。

最近、カスハラ対策に名札の表記も変えるように聞きましたが、見たところ名札を変えた人と変えていない人とおるのかな。……

川上委員長 答弁を求めますか。

彼岡委員 名札のことも含めて、県庁内でどんなハラスメントがあって、もし報告等があれば、どういう対応をしておられるのかを、まずお伺いします。

矢野人事課長 職員間に各種ハラスメントが生じた場合には、人事課に設置されていますハラスメント相談窓口におきまして、被害を受けた職員やハラスメント行為を見聞きした職員からの相談を受け付けています。窓口で相談があった際には、相談担当職員が、相談者からの意向を踏まえ、必要に応じて産業医や保健師と一緒に相談者や行為を行ったとされる職員から状況を聞き取ります。ハラスメントに該当する場合は、当該職員に対する指導を行いますほか、内容によってはですが、総合的に判断し処分を科す場合もございます。

また、カスタマーハラスメントにつきましては、本会議でも知事から答弁申し上げましたとおり、上司や同僚が同席するなど、組織として対応するほか、必要に応じて警察に協力を要請するなどし、職員の救済を図っています。また、庁内での面会の強要や乱暴な言動をする人に対しましては、富山県庁舎管理規則に基づき退去を命じることができます。

今後、早急に県庁全体のカスタハラの実態を把握した上で、年度内を目途にカスタマーハラスメント対応マニュアルを策定することとしております。

なお、こうした各種ハラスメントを含む職員からの相談については、第三者機関である人事委員会に設置されています苦情相談窓口でも受け付けていただいています。この窓口で相談がありました場合には、相談者の意向を踏まえて、人事委員会から各任命権者に相談内容が伝達され、各任命権者におきまして、先ほどのような対応を行っているところです。

また、名札について、委員からお気づきいただきまして、ありがとうございます。今議会でも知事のほうから申し上げましたが、早急にとということで、庁内では来月10月から

の移行に向けて準備を進めておりまして、まずは人事課の職員ということもあり、私のほうでちょっと先んじて着けておるといふ状況でございます。

このように名字だけの表記ということで、各職員にも基本的には着けていただくと思っております。ただ職場によっては、今までどおりのものを使うことも認めております。

彼岡委員 いままでの名札は、こちらの局長の着けているものを見ておったら、写真も入っとるもんね。この写真も当然なくすということだよ。

矢野人事課長 はい。基本的には、写真の無いものでということになります。

彼岡委員 ちょっと寂しい感じもするけれども、この時代だから仕方ないかもしれない。ここにいる議員には、そんなに職員の皆様に恫喝というか、上から強く言うようなタイプはいませんよ、この中には。ところが、先輩とか国会議員もいろいろやっとなるようですね、過去には。だから仮に議員が職員に対して上から目線でハラスメントに相当するようなことをした場合は、ばんばん訴えてください。

年度内にマニュアルを作ると言われたから、きちんとしたマニュアルを作って——まだ作っていなかったのにはちょっとがっかりしましたけれども——、しっかり対応していただければ幸いかと思っております。この程度にしておきます。

大門委員 私からも冒頭、渡辺守人委員のことは本当に残念でありませんが、帰らぬ人となりまして、御冥福をお祈りしたいと思います。

9月18日、この一報をいただきまして、委員長と共に渡辺委員のところへ弔いに行っていました。そこで奥様ともいろいろと近況などのお話をさせていただきまして、

大変印象的だったのは、4月ぐらいから闘病生活がスタートしまして、本当に苦しい時期があったとのことで、奥様のほうからは、苦しくなったらもう議会は行かずに病気の治療に専念したらどうかというようなお話もされましたが、やはり渡辺さんは、議会は大事なものだから、行かならんということ、前回の6月定例会もそうですし、本来であれば今議会も実は行くつもりだったということです。急にこういったことになられまして、本当に残念だったんですけども、やはり議会というものは非常に責任のあるものだと言っておられましたので、本当に責任感のある方だということ、これを改めて感じさせていただきました。

この委員会でも本当に非常によくしていただきまして、視察も行きましたし、いろいろと隣の席で御指導もいただきました。この度は非常に残念であります。しっかりと渡辺守人さんの意思を受け継いで、県政発展のためにまた頑張っていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

私のほうからは、カーボンニュートラルと能登半島の今回の豪雨の2点について、お伺いしたいと思います。

先日、川上委員長や立村委員と共に黒部峡谷トロッコ電車に乗りまして、先日の能登半島地震で被害のあった鐘釣橋の視察に行っていました。そこで、やはり落石があって橋が壊れているところですか、その落石した岩を除去しなくてはならず、これからまだまだ時間がかかるんだなということ、これを改めて見させていただきました。本来であればキャニオンルートが開通して大変にぎわっていたであろうところ、非常に残念なんですけれども、一刻も早くこういったことが復旧して、キャニオンルートが開通し、にぎわっていただけたらなと思います。その一方、猫又駅のほうでは今、仮駅舎や展望台も造っておられまして、本当

に10月5日に向けて急ピッチに進められておるような状況でありました。

また、関西電力の方々にも同行していただきまして、そのトロッコを見ながら、黒部川の電力開発の歴史についても併せて教えていただきました。戦前から黒部川の電源開発がスタートしまして、戦後に深刻な電力不足があり、その電力不足を解消するために、黒部ダムの開発など先人の方々の御苦労があって、我々の経済というものが発展をしていったということを学ばせていただいて、本当にいい視察だったと思っております。

そしてまた、やはり黒部川の水力発電のすごさというものを改めて感じたところでありまして、本当に今まさしく2050年に向けてゼロカーボンということで、このクリーンエネルギーというものが非常に注目をされていると思っております。

今議会でも質問をさせていただきましたが、大手企業、例えば先日の視察で見ました熊本のT S M Cもそうですし、北海道のデータセンターや、半導体メーカーのR a p i d u s、また砺波のほうに誘致されましたK O K U S A I E L E C T R I Cなどもそうでありまして、やはりクリーンなエネルギーで事業をやっていきたいという方向性となっております、本当にこの再生可能エネルギーが今注目をされているところでありまして。

また、この再生可能エネルギーというものは、地方に大変豊かにありまして、今後は企業誘致などにおいても、そういったクリーンなエネルギーを求めて、地方が非常に注目される時期が来るんじゃないかなと私は思っております。そういったことが、まだ今から時間はかかると思うんですけども、大手企業から、富山県の地元企業にどんどん波及をしていって、クリーンエネルギーを活用した企業運営

というものが、より大きくなっていくのではないかなと思っております。

そういった中で、再エネの高度化を図る補助金を活用して、県有地の企業誘致戦略調査事業を今年度始めるという答弁を、私、知事からいただいたところなんですけれども、企業誘致の観点から、県外企業に対しての、水力発電やアンモニア燃料、また水素などクリーンエネルギーの供給や、脱炭素経営に向けての取組、そしてカーボンニュートラル推進戦略の関わり方について、前山カーボンニュートラル推進課長にまずはお伺いしたいと思います。

前山カーボンニュートラル推進課長 委員から御紹介のございました県有地の企業誘致戦略調査事業については、県有地において導入可能な再生可能エネルギーや水素アンモニア燃料の検討などの調査というものをまず実施し、カーボンニュートラルに向けた環境を整備することによって、高付加価値な工業団地の整備というもの、あるいはサステナブル、日本語で言うと、持続可能な経営の促進を図っていくものと承知しております。

昨年策定した県カーボンニュートラル戦略では、脱炭素経営を促進することによって、脱炭素化をコストではなく投資と捉える事業経営というものを浸透させて、富山県の成長につながるよう取組を進めることですか、あるいは再生可能エネルギーの最大限の導入、また水素アンモニア燃料の需要と供給の拡大を図るための調査、伏木富山港における水素アンモニア燃料等の受入れ環境の検討等に取り組むことなどを明記しております。

具体の取組といたしましては、企業の脱炭素経営の意向を促すため、7月に約30社の企業担当者に参加いただきまして、「今日から始めるGX推進セミナー」を開催したほか、10月にも第2回を開催し、企業の実務者の意見を踏ま

えて脱炭素に向けた手引書を作成いたしましたして、県内の事業者へ周知する予定にしております。

また、県内企業に向けましても、水力発電設備ですとか、太陽光発電設備、あるいは太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の利用設備の導入に対する補助事業というものを実施することによって、再エネの導入拡大を進めることとしております。

さらに、昨年締結した産学官の連携協力協定に基づきまして、富山水素エネルギー促進協議会という産学官が入った協議会がございますが、こちらと連携して、7月に「水素等価格差支援制度セミナー」を開催いたしましたして、県内約50社に対して水素エネルギー購入時の国の支援制度を紹介したほか、今年度、北陸3県における水素等のエネルギー需要調査も実施することとしております。

こうした中で、県有地の企業誘致戦略調査事業の実施に際しましても、庁内横断的に情報共有を図りまして、再生可能エネルギーや水素アンモニア燃料の活用等にしっかり結びつけまして、県内経済を牽引する投資の呼び込みですとか、県内経済の好循環につなげてまいりたいと考えております。

大門委員 今までの取組といたしますと、どちらかというところ、今ある富山県の企業に対して、再生可能エネルギーを使っていきましょう、推進していきましょうという流れが非常に多かったのかなと思っております。

そういった中で、例えば北海道の例を見ますと、企業誘致をするに当たって、パンフレットがもうクリーンエネルギーを打ち出しており、北海道ではクリーンエネルギーを推奨していますよ、そういった企業さん来ませんか、ということも書いてありまして、やはり企業誘致の武器の一つとして、すでに再生可能エネルギー、クリーンエネルギー

が活用されているというような状況であります。

そういった中で、やはりこの再生可能エネルギーを、もちろんこの富山県の企業に対してもなんですけれども、半導体メーカーやデータセンターなど、本当に大きな企業誘致の武器として、また検討していただいて、先ほどの戦略事業がそういった第一歩になればいいなど、私自身思っているところであります。

先ほど前山課長が言われたとおり、水素、水力発電、風力、太陽光、いろんなエネルギーがクリーンエネルギーがありますが、やはりこの富山県というのは水力発電について非常にポテンシャルが高い県でありまして、御存じのとおり全国でもそのポテンシャルは2番目にありますし、県内の再生可能エネルギーの使用割合でいうと、水力発電が一番多くあります。6割、7割というような状況であります。

昔はこの水力発電の電力を使い、安価な電力で企業誘致に成功して、富山県は発展をしたということでありまして、もう一度その水力発電を使って、富山県のクリーンなエネルギーで発展するぞといった流れがまた来ればいいなど私は思っております。

そういった中で、水力発電にはいろいろな実施主体がありまして、電力会社、富山県の企業局、農業関係の土地改良区でつくった電力、企業と提携して発電所をつくったとか、いろんなケースがあると思います。

実は、滑川市に早月川電力というところがありまして、これは本当に農業用水を活用してつくった電力ですけれども、結構発電していまして、実は滑川市の人口の大体9割ぐらいの発電力を持っているんですよね。ただこの発電の経緯がやっぱり農地を保全するという目的でつくられたわけですから、売電収入で得られた収益というのは、基本的

に農業用水路の改修費用などに充てられていまして、このクリーンエネルギーで滑川市の家庭分を賄っているという計算にはなりません。けれども、実はそういった発電力を持つところがあるということで、やっぱり水力発電のエネルギーのすごさというものを感じるところであります。

まだまだこの富山県にも水力発電の、小水力でしようけれども、開発可能性のある場所というのは、あるんじゃないかなと思っておりまして、これをどのようにして開発していくかということが非常に大事だろうと考えますけれども、今後こういった水力発電、小水力発電の開発可能地域をどのように開発していくのか、また、現在の小水力発電の活用方法、そして今後の進め方についてお伺いします。

前山カーボンニュートラル推進課長 本年5月に、昨年度から調査しておりました小水力発電導入可能性調査というものを取りまとめまして、河川で4地点、農業用水路で7地点、上下水道で5地点、計16か所を有望地点ということで公表いたしまして、あわせて課内に小水力発電導入サポート窓口というものを設置したところです。

このサポート窓口には、これまでに県内外の約20企業から問合せがございまして、有望地点に係る詳細情報の提供ですとか、あるいは土木部などの関係課と連携した相談対応等を行っております。

このうち農業用水路に関しましては、参入を希望する民間企業と施設管理者である土地改良区とのマッチングを積極的に進めております。7月には、県西部1地域の土地改良区を対象として情報交換会を開催したところ、4つの企業グループ——発電事業者ですけれども——が参加しまして、事業提案などプレゼンテーションや意見交換を行ったところです。

今後、10月上旬にも県東部の5地域の土地改良区を対象

に情報交換会を予定しておりまして、滑川中部土地改良区の農業用水路についても、滑川市や地元企業を交えまして、事業化に向けた検討を進めていくこととしております。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーのニーズは一層高まっておりまして、豊富な水資源に恵まれた本県においては、既に数多くの水力発電所が稼働しており、さらなる適地開拓、事業化を促進していく必要があると考えております。

県内には、自家消費に再エネを活用したいといった導入に意欲的な民間企業さんもございますので、今後ともこうした企業と連携しながら、建設費等の採算性、地域との共生など、数々の課題を解決いたしまして、民間ならではの技術や知見の活用、事業スキームの工夫などに努め、小水力発電の事業化につなげてまいりたいと考えております。

大門委員 小水力発電をつくるコストは相当上がってきたと伺っていまして、10億円かかっていたものが、今では20億円かかるというふうに聞いています。本当に値上がりすぎていなと感じており、なかなかやっぱり手が出せなくなっているわけなんですけれども、やはりそういった中でも、クリーンエネルギーを求めて投資をしたいという企業とどれだけマッチングできるかということが、非常に大事なことだと思っております。

それだけの金額ですと、やっぱり行政だけですか、土地改良区関係でもなかなかできなくなっていますので、そういった民間企業とのマッチングも含めて進めていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、能登半島で起きました豪雨災害についてお伺いしたいと思います。

9月20日から3日間にわたり、本当に記録的な豪雨に見舞われました。映像を見ますと、すごい土砂崩れや、河川

の氾濫が起きており、1月1日の能登半島地震があつて、またかというようなことだと思います。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、また早い復旧をお祈りします。

いろいろとデータを見ますと、輪島市では24時間雨量で412ミリ、珠洲市では315ミリというような状況でありました。輪島のほうで氾濫をした河原田川という河川があるんですけれども、50年から100年に一度の水量を想定していたそうですが、その想定水量は24時間雨量で213ミリとしていたところ、今回は400ミリ以上ということなので、想定に対し実に倍の雨量が降って、河川が大きく氾濫をしてあのような状況になりまして、仮設住宅も水につかったということでもあります。能登半島では地震被害を受けて弱っていた部分も多分あったであろうと思いますし、そういった経緯からも大きな被害になったんだなと感じております。

改めて、防災・減災事業の大切さも強く感じさせられたところでもあります。そういった中で、いろいろと報道もされていましたが、富山県からも能登のほうに職員を派遣されたという話も伺っております。

現在、この富山県からどれだけの方が派遣されて、どういった業務に当たっているのか。また、これからもいろいろと連携をしていかなければならないと感じておりますが、今後の連携についても、熊本防災・危機管理課長にお伺いしたいと思います。

熊本防災・危機管理課長 今月21日に石川県の輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報が発表され、河川氾濫ですとか土砂災害等によりまして、甚大な被害が発生したところです。

県では、災害発生後、直ちに石川県庁へリエゾン職員を派遣いたしまして、被害状況や支援ニーズ、また災害対策

本部の状況等の情報収集に努めるとともに、中部9県1市災害時等応援協定の幹事県といたしまして、各縣市との情報共有等に取り組んでいるところでございます。

また、特に被害の大きい輪島市、珠洲市、能登町におきましては、総務省の応急対策職員派遣制度によりまして、各縣市からの職員派遣が決定され、富山県においては、福井県、浜松市と共に珠洲市を支援することとされました。24日には、その先遣隊として職員2名を珠洲市に派遣いたしました。現地の状況確認や支援ニーズ等の把握、また珠洲市や福井県等との派遣調整などを行いました。

さらに昨日ですが、避難所運営のための職員3名と、情報収集や連絡調整のための職員3名、それと運転手2名の計8名を追加で派遣したところでございます。

今後、罹災証明の発行のための住家被害調査等を行う人員の支援ですとか、災害廃棄物処理の支援が求められる可能性があるとも聞いておりまして、引き続き被災地の状況を的確に把握いたしまして、被災された方々が一日でも早く安心・安全な生活を取り戻せるように、富山県といたしましては、石川県に対し最大限の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

大門委員 ありがとうございます。了解いたしました。

本当に今、能登のほうではマンパワーが足りない状況なのかなと思っております。できるだけ富山県からも支援をして、一日も早い復旧、復興になるように、また取り組んでいただきたいと思います。私自身もまたボランティアにも行ってみたいですし、皆さんで頑張っていけたらなと思っております。

川上委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 請願・陳情の審査

川上委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情は2件付託されておりますので、当局から説明を願います。

矢野人事課長 まず、陳情第13号、懲戒処分の平等な処分を行うことを求める陳情について御説明します。

この陳情は、地方公務員法第32条に定める、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に反する行為があった場合、当該部署は、職員の人事、サービスを所管する人事課に事案の報告を行い、懲戒処分を行うよう求めているものです。

人事課への事案の報告につきましては、本県の懲戒処分の指針基準に該当するものやこれに類するものについては直ちに人事課に報告するよう、これまでも連絡補佐会議の場などの機会を捉えまして、各部局に周知しています。

今回、陳情者から指摘のありました、県農林水産総合技術センターの敷地内で肥料などの運搬のため軽トラックの荷台に乗っていた職員がバランスを崩して転落しまして、軽傷を負った事案についてということになりますが、こちらにつきましては勤務時間中に起きたものであり、当初は労働災害、いわゆる労災として処理していたものですが、被害者から警察に対する訴えにより、事故として処理されることとなり、その後、人事課のほうに報告があったものです。

また、農林水産総合技術センターに対して、労働基準監督署から出されました是正勧告については、令和4年5月30日、陳情第15号で陳情のありました件になります。その際、法令違反があったのであれば、人事課に報告が必要な事案であることを御説明した件でございます。

令和4年の陳情を受けまして、そのような事案が発生した場合には、人事課に適切に報告するよう各部局に周知徹底したところですが、改めて法令違反やそのおそれ

がある場合には、所属で判断することなく人事課に適切に報告するよう、各部局への周知を徹底し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、陳情第14号、富山県の人件費削減努力を知ってもらう事を求める陳情について御説明します。

この陳情は、非正規職員が時間外労働を行った場合に、時間外勤務手当を支払わないことで県は人件費削減を行っているとし、多くの県民の理解を得られるよう努力を求めるものになります。

県職員は、勤務時間条例などの関係例規により、勤務時間等が定められており、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、かつ当該時間に係る週休日の振替や勤務時間の割り振りなどがなかった場合は、時間外勤務手当が支給されます。

令和2年度から制度が導入されました会計年度任用職員につきましても、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえまして、関係規程に基づき勤務時間などが定められており、常勤職員と同様の取扱いとされています。

今回、陳情者から指摘のありました、県農林水産総合技術センター農業研究所における早朝の除雪作業に係る時間外勤務の取扱いにつきましても、非正規職員は週休日の振替などで調整してございまして、労働基準監督署の調査においては、特に問題はないとされております。

正規職員につきましても、時間外勤務手当の支給または週休日の振替などを行っており、いずれも関係例規に基づき適切に処理されているものと考えております。

今後とも、適切な勤務時間の管理、時間外勤務の取扱いに努めてまいります。

川上委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等ありますか。——ないようでありますので、

これをもって陳情の審査を終わります。

3 9月定例会付託案件の審査

川上委員長 次に、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お配りしてある議案付託表のとおりであります。

本委員会と他の委員会とに分割して付託されている議案第108号の他の委員会における採決は終了しており、全て原案のとおり可決すべきものと決しています。

(1) 質疑・応答

川上委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(2) 討論

川上委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(3) 採決

川上委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第108号令和6年度富山県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管分ほか2件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

川上委員長 挙手全員であります。

よって、議案第108号ほか2件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

4 閉会中継続審査事件の申し出について

川上委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お配りしてある申し出案のとおり議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、申し出案のとおり議長に申し出ることと決定いたしました。

5 行政視察について

川上委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっては、日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

川上委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

川上委員長 以上で、付議事項についての審査は終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。